

新たに定める基準等に係る条例について

1 条例制定の必要性

子ども・子育て支援新制度の移行に伴い、実施が予定されている教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において、市町村が認可を行うこととなることから、各事業における設備及び運営について、その基準等を定める条例を制定するもの。

2 新制度に伴い制定する条例

- (1) 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (2) 北上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 条例案検討に当たっての考え方

市が条例等で定める基準は、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じて定めることとされている。「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は次のとおり。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。 なお、「参酌すべき基準」については、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも可。

なお、条例の制定にあたっては国が示す基準をもとに検討しますが、保育の質を確保するために必要と判断される基準等については、現在の本市の基準の維持を基本として基準案の確認を行っております。

4 定めようとする基準及び条例案の概要について

- (1) 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

① 条例の趣旨・目的

子ども・子育て支援新制度において、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付の対象とすることになる。

この確認制度における運営基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例を定めるもの。

② 事業内容

「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）の」対象となることを希望する教育・保育施設や、確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることから、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者に関する基準を定めるもの。

③ 基準案の概要

国が基準を定めている項目は次のとおり。

ア 利用開始に関する基準

提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）

定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考

支給認定証の確認、支給認定証の確認、支給認定申請の援助

イ 教育・保育の提供に伴う基準

幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）

連携施設との連携（地域型保育事業のみ）

上乗せ徴収等の取り扱い

特定利用保育・特定利用保育の提供（定員外利用の取り扱い）

利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）

ウ 管理・運営等に関する基準

運営規定の策定

個人情報管理（秘密保持）

非常災害対策、衛生管理等

事故発生の防止、発生時の対応

評価、苦情処理

会計の区分

管理・運営等に関するその他の事項

エ 撤退時の基準

確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

④ 施行予定日

子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(2) 北上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

① 条例の趣旨・目的

子ども・子育て支援新制度においては、従来の認可保育所（定員20名以上）の枠組みに加え、20人未満の小規模な保育や居宅訪問型保育などの地域型保育事業が創設される。この事業は市町村の認可事業となることから、その設置や運営等、認可の基準について定めるもの。

② 事業内容

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとするもの。

- ・家庭的保育事業（利用定員5人以下）
- ・小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下でA型・B型・C型の3つに類型）
- ・居宅訪問型保育事業（保育を必要とする子どもの居宅において1対1を基本とする保育を提供）
- ・事業所内保育事業（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

③ 基準案の概要

項目	小規模保育事業			家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
	A型	B型	C型			
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3・4歳児 20:1 4歳以上 30:1 各+1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3・4歳児 20:1 4歳以上 30:1 各+1名	0～2歳児 3:1(補助者を置く場合 5:2)	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0～2歳児 1:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1
資格	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける	保育士 (1/2以上) ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士
保育室等	0歳・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0歳・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0～2歳児 いずれも 3.3㎡/人	3.3㎡/人	—	0～2歳児 いずれも 3.3㎡/人
屋外遊技場等	2歳以上 屋外遊戯場等(付近にある代わるべき場所を含む。) 3.3㎡/人以上	2歳以上 屋外遊戯場等(付近にある代わるべき場所を含む。) 3.3㎡/人以上	2歳以上 屋外遊戯場等(付近にある代わるべき場所を含む。) 3.3㎡/人以上	2歳以上 屋外遊戯場等(付近にある代わるべき場所を含む。) 3.3㎡/人以上	—	2歳以上 屋外遊戯場等(付近にある代わるべき場所を含む。) 3.3㎡/人以上

④ 施行予定日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

(3) 北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

① 条例の趣旨・目的

放課後児童健全育成事業の実施における設備及び運営に関する基準について定めるもので、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数等について定めるもの。

② 事業内容・対象

保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業。

③ 基準案の概要

職員の資格：児童の遊びを指導する者の資格を基本とする。

員数：職員はおおむね40人につき2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とする。

規模：おおむね40人までとする。

面積：児童1人あたりおおむね1.65㎡とする。

開所日数：年間250日以上を原則とする。

開所時間：平日1日につき3時間以上、休日1日につき8時間以上

経過措置：平成32年3月31日までは、40人を超えて受け入れることができる。

④ 施行予定日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。